

年金あれこれ

65歳の国民年金・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方へ事前に「裁定請求書」が送付されます

年金請求時の相談業務の平準化及び裁定事務の迅速化を図るため、次に該当する方を対象に、社会保険業務センターから受給権が発生する65歳・60歳に到達する3か月前に「裁定請求書」が送付されます。又、受給資格が確認できない方には、60歳到達する3か月前に「年金に関するお知らせ（ハガキ）」が送付されます。

老齢基礎年金の受給資格を満たしており、65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方。

老齢基礎年金の受給資格を満たしており、60歳に特別支給の厚生年金の受給権が発生する方。

65歳到達者で、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生している方。

60歳から64歳の間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求がされていない方。

社会保険業務センターで管理している記録では老齢基礎年金の受給資格が確認できない方。

注意 65歳で老齢基礎年金を受給されるかたは、誕生日以降に裁定請求書を戸籍年金係までご持参ください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～子ども達の特徴～ 幼児期から小学校までの成長過程

- ・ 幼児期（3歳～5歳）は、基礎的な動き（歩く、走る、跳ぶ、投げる）や平衡感覚や空間認知能力などのバランス感覚が著しく発達する時期です。特に4～5歳では、個人差はあるものの、運動能力は大きく向上します。
- ・ 小学校低学年（1～2年生）になると、さらに複雑な動作を行う能力も向上します。神経系の発達は6歳頃までに成人の9割程度のレベルに達するとも言われていることから、この時期の身体活動へのかわりの有無が、その後の運動能力の発達に大きく影響を持つことになります。
- ・ 小学校中学年（3～4年生）は、身体の発達面では比較的安定した時期となり基礎的な動きがより洗練されてきます。この時期は、思春期の発育の準備期でもあり、スポーツに対する興味が芽生え、運動する喜びや意義、集団活動に不可欠な社会性に対しても理解を深められるようになっていきます。
- ・ 小学校高学年（5～6年生）は人生でもっとも著しい思春期の入り口と言われています。個人差はありますが、身長が急速に伸びたり、内臓器官や骨、筋肉といった身体諸機能の著しい発達がみられるだけでなく、精神面でも急速な発達がみられるため「心身の成長の黄金時期」とも言われています。



保護者の皆さまは、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが重要です。来月号以降で、気軽にできる運動・軽スポーツをご紹介します。

（文部科学省 子どもの体力向上のために 抜粋）－和寒町青少年育成町民会議－